

番号	資料名		タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問内容	回答
					見出し 階層1	見出し 階層2	見出し 階層3	見出し 階層4	見出し 階層5	見出し 階層6		
1-1	募集要項		SPCの件	5	3	(1)	ウ				優先交渉権者となった場合、SPCを設立せず代表企業として新たに会社を設立する場合、提案書にその旨記載しておくことで宜しいでしょうか。	優先交渉権者がSPCを設立する場合、町はSPCと仮契約を締結します。一方、SPCを設立しない場合、町は全ての構成企業（連名）と仮契約を締結します。 したがって、町は、ご質問にある新たに設立する会社がSPCではない場合、これをPFI事業者と認めません。なお、SPCは、PFI事業を実施するための特別目的会社であり、その対象とするPFI事業以外の事業を実施することができないことを会社定款に定めることになります。
1-2	募集要項		応募資格・応募者の資格要件・応募者の業務遂行能力に関する資格要件・移転支援企業	7	3	(2)	イ	(ウ)	b		過去10年間に本事業と同等の事業に係る実績について、事業として発注され受注した事例が高知県内では見受けられません。 また、移転支援の根拠資料として業務内容を記載した契約書等はなく、経験した移転業務の内容を記載した書面等を提出させていただく事でよろしいでしょうか。 例えば、公営住宅の大規模リニューアル工事の時に仮住まいの斡旋・仲介を入居者から個別に依頼があり対応した実績や、民間の集合住宅の建て替えで同様の業務をした実績でも可でしょうか。 その場合においても、提出できる書類は、移転業務の内容を記載した程度になろうかと考えられます。	同等の事業に係る実績については、高知県内のものに限りません。 また、同等の事業に係る実績を有するものの、その事業の契約書（添付の仕様書含む）に実施内容に係る明確な記載がない場合、契約書（添付の仕様書含む）に同等の実績について説明した資料を提出してください。
1-3	募集要項		SPC設立	6	3	(1)	ウ				優先交渉権決定後、契約にあたり、代表企業を中心としたPFI事業者として、SPCにかわり、設立する新会社の登記所在地についても、SPC同様、大豊町で設立する必要がありますか？	No. 1-1の回答のとおりです。 なお、SPCの本店所在地については、以下のとおり修正します。 （修正前） 3（1）ウ(オ) SPC設立要件は次のとおりとする。 ・大豊町内に設立すること。 （修正後） 3（1）ウ(オ) SPC設立要件は次のとおりとする。 ・高知県内に設立すること。
1-4	募集要項		移転支援企業の参加資格要件	7	3	(2)	イ	(ウ)	b		実施方針の質問でもありましたが、実績について、過去10年間の移転支援実績を持つ企業が限られるため、参加障壁になりかねません。参加資格要件をもっと柔軟に頂くことは難しいでしょうか。	移転支援企業に関する資格要件を以下のとおり修正します。 a 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による宅地建物取引業の免許を有していること。 b 過去10年間に、本事業内容と同等の事業に係る実績（公募日時点で受託中含む）を有すること。ただし、移転支援企業が、建設企業または維持管理企業と同一の場合はその限りでない。 ※ 複数企業の場合、構成する企業は、いずれも必ず上記に示すaおよびbの要件を満たすものとする。

番号	資料名		タイトル	該当頁	該当箇所（見出し記号）						質問内容	回答
					見出し 階層1	見出し 階層2	見出し 階層3	見出し 階層4	見出し 階層5	見出し 階層6		
1-7	募集要項		応募者の業務遂行能力に関する 資格要件	7	3	(2)	イ	(7)	a		「高知県またはその他の都道府県の入札参加資格者名簿(設計・建設コンサル等)に登録されていること。」とありますが、(イ)建設企業aにおいては「～登録されている法人であること。」とあります。設計企業については法人格を有している必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	3. (2) ア「応募者の一般要件」の(ウ)の定めにより、法人でないものは構成企業となることはできません。
1-8	募集要項		応募者の業務遂行能力に関する 資格要件	7	3	(2)	イ	(7)	a		8月22日修正版の実施方針8頁第2章3(3)1) において、設計企業の資格要件として「※工事管理は、設計企業が行うこと。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合はその限りではない。なお、その場合であっても、適切な工事監理体制を構築すること。」とありましたが、募集要項ではその記載が削除されています。工事監理企業については特段の資格要件はないものという理解でよろしいでしょうか。	設計企業に関する資格要件を以下のとおり修正します。 ※工事監理は、設計企業が行うこと。ただし、設計企業と建設企業が同一の場合はその限りでない。なお、その場合であっても、適切な工事監理体制を構築すること。
6-3	様式集		様式2 様式集・第1 提出書類・2 応募資格確認審査に関する提出書類・2-11添付書類提出確認書	20	様式2-11						設計業務が個人事業主の場合、提出書類は以下の認識でよろしいでしょうか ①会社概要→事務所概要 ②会社定款→不要 ③印鑑証明書→代表者個人 ⑤法人税納税証明書→個人所得税納税証明書 ⑥消費税納税証明書→個人消費税納税証明書 ⑦商業登記簿謄本→不要 ⑧・⑨企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）、減価償却明細書→直近3ヵ年の確定申告書写 ⑫応募の資格を称する書類の写し→事務所登録証の写 ⑭個人の資格を証明できる書類→一級建築士免許証の写し	No. 1-7の回答のとおりです。
9-1	その他		一部修正の箇所								2-2 別紙 1 新築住宅設計要領 以外の修正部分はどちらでしょうか。修正した部分に何かのマーカーがあれば分かり易いですが。	10月2日に修正版を公表した資料について、9月30日に当初公表した資料からの新旧対照表を公表します。